

有価物売払仕様書

1 入札名

令和7年度前期 有価物売払（単価契約）

2 履行場所

東広島市黒瀬町国近10427番地24 賀茂環境センター

3 履行期間

令和7年4月1日から令和7年9月30日までとする。

4 履行内容

賀茂環境センター（以下「センター」という。）において粗大ごみ等の処理から発生し、資源として再利用が可能な有価物を受注者が買取を行う。

5 売払品及び売払予定数量等

品名	品種	売払予定数量 (t)	引取車両	センター計量	取引頻度 (予定)	
有価物	金属類	鉄シュレッダー	283	ダンプ (深あおり) 車両総重量 20 t 以下	要	7回/月
		鉄特級	7	平ボディー・ダンプ 車両総重量 8 t 以下	要	1回/半年
		鉄2級	25			7回/月
		鉄級外	36			5回/月
		鉄 (スチール缶プレス)	62	平ボディー 車両総重量 8 t 以下	要	4回/月
		バッテリー (鉛)	1			1回/半年
		小計	414			
	非鉄金属類	アルミプレス	58	平ボディー 車両総重量 8 t 以下	要	3回/月
		アルミガラ (サッシ、柄の付いていない鍋)	13	ダンプ (深あおり) 車両総重量 8 t 以下	要	2回/月
		アルミシュレッダー	39			5回/月
		小計	110			
	カレット	白	30	平ボディー・ダンプ 車両総重量 25 t 以下	要	1回/月
		茶	93			1回/月
	古紙	ダンボール	1	平ボディー、パッカー 車両総重量 8 t 以下	要	1回/半年
	合計		648			

(1) 売払予定数量は、推定量であって、年間の推定量の変動により、受注者の損害を受けることがあってもその損害賠償を請求することはできない。

(2) センターで解体した鉄に非鉄が付着した物 (モーター含む)、鉄鍋柄付等は品種「鉄級外」とする。

(3) 廃棄物処理法第17条の2第1項による有害使用済機器の対象品目が有価物に混在した場合、すべて「有価物」として受注者が引取りを行うものとし、品種は「鉄級外」とする。

(4) 柄の付いていない鍋の扱いについて、金属類は品種「鉄2級」、非鉄金属類は品種「アルミガラ」とする。

(5) 有価物の搬出等

① 積出しの際にセンターでの計量が必要となっている有価物の搬出は、センター計量器で計量可能な寸法の車両とすること。(計量器積載面寸法 2,700×6,500mm)

② 引取車両の制限は、施設の配置、構造及び作業効率・安全性を考慮し、高さについては、車種によりある程度決まっており、詳細が必要な場合は、現地にて積込車両の構造・性能を確認し、ビニール類が飛散するので運搬時の措置をとること。

③ 受注者は、原則として積込み前後にセンター計量器にて重量を計量することとする。ただし、センター計量器での計量が困難であると発注者が認めた場合、受注者の引取り予定施設にて積込量を計量することとし、この場合、受注者は計量重量を速やかに発注者に報告しなければならない。

(6) センター所有のパレットを使用している場合は運搬後直ちに返却すること。

6 代金の支払い

(1) 毎月月末締めとし当月分の取引数量確認後、代金を翌月の25日までに支払わなければならない。

(2) 円未満の端数が生じた場合には切捨て処理する。

7 遵守事項

(1) 有価物の引取りに際し、その有無については、発注者と連絡を密にして施設の運転に支障のないよう努めること。

(2) 有価物の引取りが1週間以上遅延した時は、契約を解除するものとする。

(3) 有価物等は発注者の施設置場積込み渡しとし、構内の計量施設において計量後搬出するものとする。

(4) センターから持ち出した有価物は、マテリアル原料としての目的以外に使用しないこと。

(5) 引取りしたスクラップに含まれる残渣は適正処理するルートを持っていること。

(6) 有価物は現況の状況をふまえた価格設定をすること。また、引取り後に選別して出てきた残渣は受注者の責任で処理すること。

(7) 本施設は、有価物の引取り以外にも、プラスチック等バールの搬出、一般搬入車両の通行があり、混雑するため、積込時には運転手が誘導に協力するなどして、互いに協力の精神をもって安全な作業に徹するものとする。

(8) 引取り単価の見積に当たっては、現況の有価物の状況を確認するとともに、処理状況により品質が変動することを踏まえて適正価格を設定すること。

(9) 契約締結後、市況の変動があっても契約額の変更は行わない。

(10) 契約締結後、有価物の引取り予定場所を示した書類を速やかに提出すること。また、契約期間内に予定場所が変更となった場合は、その都度、報告すること。

(11) 遵守事項が守られない場合は、契約の解除並びに損害賠償を求める場合があること。

(12)受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守すること。

9 提出書類 (落札決定後)

金属屑業の届出済証の写し

10 その他

(1) 12時から13時の間は搬出しないこと。

(2)運搬に当たっては、民家や通学路があるため歩行者に十分注意するとともに車両同士の譲り合い等安全に留意し、運転マナーを遵守すること。

(3)運搬途中において、有価物が落下・飛散しないようゴムシートで覆う等の措置をすること。

(4)運搬途中において発生した異常事項については、その状況及び結果をすみやかに報告すること。

(5)この仕様書に定めるもののほか、必要な事項については双方協議の上、決定する。